（様式第１号）

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|---|---|---|
| 部課室等名 | | 保健福祉部　介護保険課　給付係 |
| 許認可等名 | | 高額医療合算介護サービス費の支給 |
| 根拠法令 | | 介護保険法 |
| 根拠条項 | | 第５１条の２第１項 |
| 連絡先 | | （電話　６２１－５５８５） |
| 審査基準 | 基準 | 介護保険法第５１条の２、介護保険法施行令第２２条の３並びに介護保険法施行規則第８３条の４の２から第８３条の４の４までのとおり。 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成２４年　８月　１日設定（平成３０年　４月　１日最終変更） |
| 標準処理期間 | 標準処理期間<br>（設定しないものについてはその理由） | ~~総日数　　日（休日を除く・休日を含む）~~<br>受付窓口が医療保険窓口となるため、標準処理期間の設定は馴染まない。<br>当課到着後は５０日以内に処理を行う。 |
| | 設定等年月日 | 平成２４年　８月　１日設定（平成　　年　　月　　日最終変更） |